（北陸農政局次長）農林水産事務官　秋本　佳則
大臣官房付に配置換する
（大臣官房付）同　秋本　佳則
国土交通省に出向させる
（大臣官房政策課調査官）同　大泉　勝之
大臣官房評価改善課会計監査室長に配置換する
（衆議院調査局農林水産調査室次席調査員）　小林　栄隆
農林水産事務官（関東農政局生産部次長）に採用する（以上十月一日）

水産庁

（水産庁増殖推進部長）農林水産技官　木實谷浩史
辞職を承認する（九月三十日）
（水産庁資源管理部審議官）農林水産技官　香川　謙二
水産庁増殖推進部長に配置換する
（水産庁増殖推進部漁場資源課長）同　長谷　成人
水産庁資源管理部審議官に昇任させる
独立行政法人水産総合研究センター経営企画部長　中津　達也
農林水産技官（水産庁増殖推進部漁場資源課長）に採用する
（水産庁漁港漁場整備部整備課上席漁港漁場専門官）農林水産技官　吉塚　靖浩
水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長に昇任させる
（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長）　岡　貞行
国土交通省に出向させる（以上十月一日）

皇室事項

認証官任命式

十月二日午後六時、宮中において、復興副大臣黄川田徹、同今野東吾、内閣府副大臣白眞勲、同藤本祐司、同前川清成、総務副大臣藤末健三、法務副大臣山花郁夫、外務副大臣吉良州司、同榛葉賀津也、財務副大臣武正公一、同大久保勉、文部科学副大臣松本大輔、同笠浩史、厚生労働副大臣櫻井充、農林水産副大臣吉田公一、経済産業副大臣近藤洋介、同松宮勲、国土交通副大臣長安豊、同伴野豊、環境副大臣生方幸夫、同園田康博及び防衛副大臣長島昭久の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、岐阜県において開催された第六十七回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十八日午前十時三十三分御出門、同県へ行幸啓、同月三十日午後二時三十四分還幸啓になった。

なお、行幸啓の御日程は次のとおり、変更になった。

第一日　九月二十八日
皇居（正門）御出門
東京駅御発
岐阜羽島駅御着
岐阜県美術館
障害福祉サービス事業所清流園
お泊所　岐阜グランドホテル
第二日　九月二十九日
岐阜市長良川鵜飼伝承館
岐阜メモリアルセンター長良川競技場（国体総合開会式場）
お泊所　岐阜グランドホテル
第三日　九月三十日
岐南町総合体育館
岐阜羽島駅御発
東京駅御着
還幸啓

天皇皇后両陛下は、十月四日午前十一時十一分御出門、全国老人クラブ連合会創立五十周年記念全国老人クラブ大会に御臨席のため、日比谷公会堂（千代田区）へ行幸啓、午後零時九分還幸啓になった。

歓迎行事

天皇皇后両陛下は、十月三日午前九時二十分、皇居において行われたマレーシア国国王陛下及び王妃陛下の歓迎行事に御臨場になった。

御会見

天皇皇后両陛下は、十月三日午前九時三十五分、宮中において、マレーシア国国王陛下及び王妃陛下と御会見になった。

宮中晩さん

天皇皇后両陛下は、十月三日午後七時、マレーシア国国王陛下及び王妃陛下のため、宮中晩さんをお催しになった。

官庁報告

官庁事項

銚子地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の3第5項の規定に基づき、次のとおり銚子地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を公表する。

平成24年10月9日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のとおり」は省略し、銚子地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更を水産庁漁港漁場整備部整備課、千葉県庁及び銚子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十月九日

経済産業大臣　枝野　幸男

一　件名　東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（東京地区等）の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十四年十月三十一日　午前十時から
三　場所　秦野商工会議所　一〇一多目的ホール（神奈川県秦野市平沢二千五百五十番地一）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）
2　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに東京瓦斯株式会社総務部文書グループ（東京都港区海岸一丁目五番二十号）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別紙様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年十月十六日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東京瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年十月十六日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（東京地区等）の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。